

GO-E Nセンター利用規程

○ 会員の定義

GO-E Nセンター会員（以下「会員」という。）とは、GO-E Nプロジェクト実行委員会が定める所定の手続きにより会員登録を行った個人をいいます。

○ 会員登録の有効期間

会員登録の有効期間は、登録日から登録年度の3月31日までです。

○ 会員登録内容

（1）非開示項目

氏名、年齢、現住所、電話番号及びメールアドレス

（2）開示項目

性別、生年月、現住所（市区町村まで）、職業、自己PR、写真、会員が開示を認める任意の項目、相談員が開示すべきと認める項目

○ 会員登録内容の変更

会員登録内容に変更が生じた場合には、速やかに変更届（別記第3号様式）を提出してください。変更の内容によっては、公的書類等にて確認します。登録内容と実態が相違する場合、引き合わせの際などに支障が生じることがありますので、速やかに手続きを行ってください。

○ GO-E Nセンター

GO-E Nセンターは次のとおり設置しますので、別に公表する最新の開所予定日表を確認した上で、利用の予約等申込みを行ってください。

- | | | |
|------------------|-------------------|--------------|
| （1）GO-E N 萩センター | 萩市役所第2庁舎内 | 0838-25-3421 |
| （2）GO-E N 長門センター | 長門市中央交流プラザ内 | 0837-27-0577 |
| （3）GO-E N 美祢センター | 美祢市役所別館内（美祢市化石館横） | 0837-53-1150 |

○ GO-E Nセンターの予約

- （1）GO-E Nセンターの利用は全て予約制です。結婚の相談や紹介カードの閲覧等でGO-E Nセンターを利用する場合は、希望するGO-E Nセンター開設日のうち利用を希望する日の3日前（土日祝日を除く）までに電話又はWebから必ず予約してください。また、予約をキャンセルする場合は、3日前（土日祝日を除く）までに必ず電話してください。
- （2）相談員との相談時間は、対面の場合は30分、1時間、1時間30分、2時間といった30分単位となっています。オンラインの相談時間は30分です。希望の相談日及び時間を予約時に伝えてください。

○ マッチングとお見合い

- (1) G O - E Nセンターの相談時に、相談員が希望に沿う相手の紹介カードを見せます。双方がお見合いを承諾すれば、お見合いが決定し、相談員がお見合いの日時を調整します。お見合いは3名まで設定が可能です。ただし、同じ方とのお見合いは原則1回までとします。
- (2) お見合いの申込みがあった旨を相談員から相手に連絡しますが、相手が相談員からの連絡に応答がなく、また1ヶ月以内にお見合い承諾の可否の連絡がない場合は、お見合いの申込みは自動キャンセルとなります。ただし、自動キャンセルの後、再度同じ方にお見合いを申し込むことを妨げるものではありません。
- (3) 双方がお見合いを承諾した後は、正当な理由のないお見合いのキャンセルは禁止です。
- (4) お見合いの日時、場所等を確認し、予定時間を厳守してください。
- (5) オンライン相談及びオンラインお見合いを実施する場合は、G O - E NセンターからZ O O M等の招待URLをメールで送信します。事前にZ O O M等のアプリをパソコンやスマートフォン、タブレットにインストールしてください。また、カメラ機能の準備をしてください。当日は、開始時間になったら、送信した招待URL又は暗唱番号からW e b会議に入室してください。
- (6) オンラインお見合いの時間は30分とします。ただし、対面の場合は、この限りではありません。
- (7) お見合い当日は、トラブル防止のため互いの氏名や住所、電話番号、メールアドレス、連絡機能を持つアプリケーション等のIDなどを絶対に相手に教えないでください。
- (8) お見合い後、相談員が交際希望の有無を確認します。
- (9) 双方とも交際のあることが確認された場合、G O - E Nセンターから改めて双方に相手方の電話番号を連絡します。電話番号交換後は、相手に3日以内にファーストコールをしてください。
- (10) 会員登録内容は、会員以外には開示しません。

○ お見合い等にかかる費用

お見合い場所までの移動費、場所費及び飲食等の費用については、会員の実費負担となります。なお、当日に支払い等を行う必要のある費用については、その場で速やかに精算できるように予め準備をしてください。

○ オンラインご利用上の留意事項

- (1) オンライン上での利用に係る通信料については、会員自身の負担となります。
- (2) ハッキングや情報漏洩のリスク軽減のため、フリーW i - F iの使用は避けてください。
- (3) 自分や相手のプライバシーが守られるよう、誰かに話の内容を聞かれない、静かで適切な環境で通信を行ってください。
- (4) 個人情報や特定されるような内容、その他不適切な内容のものが画面に映りこまないようにしてください。
- (5) 相談中に、技術的な問題で通信できなかつたり中断した場合は、電話で相談員へ連絡してください。相談員からも連絡を取りますが、それでも応答がなかった場合は、キャンセル扱いとします。ただし、相談員との連絡が可能な時間は、センターの開所時間に限りです。

- (6) Web会議システムのアプリ利用に関するトラブルについては、GO-E Nセンターでは責任を負いません。

○ 仮交際

- (1) 本交際までの準備・判断期間として、仮交際期間を設けることができます。
- (2) 仮交際の期間は、お見合いの日から3ヶ月を目安とします。この仮交際の期間中、相談員が交際の意志を確認しますので、その際は「本交際」か「交際終了」か回答してください。
- (3) 仮交際の期間中は、紹介カードは公開のままとなり、他の方とのお見合いも可能です。
- (4) 同時に3名まで仮交際期間を設定することが可能です。
- (5) 仮交際の相手と一度はデートをしなければなりません。
- (6) 仮交際は、「結婚の口約束」「宿泊」「宿泊を伴う旅行」「婚前交渉」「同棲」は厳に慎んでください。
- (7) 仮交際が終了となった場合は、連絡先を必ず削除してください。

○ 本交際

- (1) 各自の責任において交際をスタートしてください。本交際開始後のトラブルについては、GO-E Nセンターは一切の責任を負いません。
- (2) 相談員が交際の状況等を確認することがありますので、その際は回答してください。
- (3) 本交際中における「宿泊」「宿泊を伴う旅行」「婚前交渉」「同棲」は成婚とみなし、退会いたします。
- (4) 本交際が終了となった場合は、連絡先を必ず削除してください。

○ 退会

- (1) 結婚が決まった場合やその他の理由により退会する場合には、その旨をGO-E Nセンターまで連絡してください。
- (2) GO-E Nセンター会員規程に定める会員登録の有効期限終了日から起算して、1ヶ月以内に更新登録料が支払われないときは、退会の意向を示したものとみなします。

○ 利用サービスの停止等

- (1) GO-E Nセンターは、萩市、長門市及び美祢市の予算等に基づき、GO-E Nプロジェクト実行委員会が行う事業であることから、予算の議決、その他不測の事態等を理由にサービスを停止又は、廃止する場合があります。
- (2) GO-E Nセンターの相談等業務を専任する相談員が、事故もしくはその他の理由によりGO-E Nセンターでの執務が困難なとき、又は、欠員となったとき、その相談員が配置されるGO-E Nセンターにおけるサービスの提供を停止します。
- (3) 前2号のいずれか、又は災害等を含む緊急的事態等により予告なくサービスの提供を停止した場合に発生した会員の損失については、GO-E Nセンターは一切責任を負いません。

○ GO-E Nセンター利用上の留意事項

- (1) 乱暴な言動や不当な行為をする方のGO-E Nセンターへの入会及び利用は固くお断りしま

す。

(2) 会員における次の行為を厳に禁止します。

- ①偽りその他不正な手段で入会する行為
- ②GO-E Nセンターの相談員、引き合わせの相手等に対して、誹謗中傷やストーカー行為又はこれに類する行為
- ③法令で禁じられる行為、公序良俗に反する行為、直前のキャンセル等他の会員に迷惑のかかる行為
- ④相手等に対して、物事を強要し、又は、商品やサービス等を執拗に勧誘する行為
- ⑤GO-E Nセンターからの照会や連絡に一切応じない行為
- ⑥録画・録音・スクリーンショット等で記録を取る行為及び複製、転記、譲渡又は公開等による会員やGO-E Nセンターの肖像権やプライバシーを侵害する行為
- ⑦個人が特定できる情報を公開する行為
- ⑧わいせつとみなされる行為
- ⑨常識を逸脱したモラルに反する行為
- ⑩途中で退室し、そのまま戻らない行為
- ⑪許可なく誰かを同席させる行為（同席の希望がある場合は、事前に相談すること）
- ⑫有害なコンピュータプログラム等を送信したり、書き込んだりする行為
- ⑬GO-E Nセンターからお知らせするW e b会議の招待URLを他人に教える行為
- ⑭GO-E Nセンターの指示に従わない行為
- ⑮その他、会員としてふさわしくない行為
- ⑯その他、GO-E Nセンターの運営に重大な支障をきたすおそれがある行為

(3) 会員登録時又は登録後に前項の各号に掲げる行為が認められた場合には、登録をお断り又は登録を抹消するとともに、悪質な場合には法律に基づいた対処をすることもあります。

(4) 前項の規定により登録を抹消した場合であっても、入会登録料及び更新登録料は返還せず、また、その抹消により発生するその他のいかなる個人の費用について、GO-E Nセンターは一切の費用負担及び賠償等を負いません。

附 則

この規程は、令和4年4月6日から施行します。

附 則

この規程は、令和4年6月21日から施行します。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行します。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行します。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行します。